

社保審一介護給付費分科会

第240回 (R6.3. 18)

資料 6

今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

厚生労働省 老健局

今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（案）

<概要>

- 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されるため、この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としたところ（令和2年6月1日第177回介護給付費分科会で報告）。
- その後、令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、こうした臨時的な取扱いについて、以下の考え方に基づき所要の見直しを行ったところ。
 - ✓ 利用者や介護職員等において新型コロナの感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための特例や、ワクチン接種の促進のための特例については、当面の間継続する。
 - ✓ 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、必要な見直しを行ったうえで継続する。
 - ✓ 位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、特例的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては終了する。
- 新型コロナウイルス感染症については、本年4月以降、通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援については廃止となることから、介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについても見直しを行うこととする。

今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（案）

<対応案>

- 令和6年4月以降は、新型コロナウイルス感染症については季節性インフルエンザ等の一般的な感染症として取り扱われることから、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いは原則廃止とすることとしてはどうか。
- その上で、臨時的取扱いを廃止することにより、介護サービスの継続的・安定的運営に大きな影響が生じうるものや感染した利用者に不利益が生じうるものについては、1年に限って継続することとし、その間の臨時的取扱いの適用状況や廃止する場合の影響等を踏まえて更なる対応が必要な場合には対応を検討することとしてはどうか。
- 具体的には、以下の臨時的取扱いについて継続することとしてはどうか。

臨時的取扱いの項目	現在の状況	対応案
介護老人保健施設について、感染者の発生により入退所を停止する場合の、基本サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算における在宅復帰・在宅療養支援等指標の取扱い	現在も介護老人保健施設における施設内感染が多数発生しており、入退所を停止する施設がある。	1年に限り継続する。
ユニットリーダー研修について、実地研修が未受講である場合の取扱い	新型コロナウイルス感染症の影響により、実地研修が実施できていない者が約5500人いる。令和6年度、新規受講者及び実地研修未受講者を受け入れる施設の確保はできている。	令和元年度～令和5年度の受講者であって、実地研修未受講者については、臨時的取扱いを1年間継続する。令和6年度新規受講者については、通常取扱いとする。

(参考) 主な臨時的取扱いの内容

分類	臨時的取扱い
加算の基準	職員が感染したことにより、加算の人員基準が満たせなくなるものの取扱い (看護体制加算、個別機能訓練加算など)
	(看護) 小規模多機能型居宅介護について、感染症の発生によりサービス提供が過小となった場合の減算の取扱い
他事業所の利用者・入所者の受け入れ	他事業所の利用者の受け入れ等により、加算の要件が満たせなくなるものの取扱い (認知症ケア加算、サービス提供体制強化加算、特定事業所加算、社会参加支援加算、事業所評価加算、中重症度ケア加算)
	通所系サービスについて、休業している他事業所の利用者を受け入れる場合の取扱い
	介護支援専門員が担当する件数が40件を超える場合の減算や特定の事業所にサービスが集中する場合の減算の取扱い
職員が感染	別の施設に入所者が一時的に避難する場合の取扱い (介護報酬の算定や指定基準の取扱い)
	訪問介護について、必要な資格を持った人員が確保できない場合の取扱い
施設内感染	職員が感染した場合に、指定基準や基本サービス費に係る施設基準を、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応を可能とする取扱い
感染した利用者への対応	介護老人保健施設について、感染者の発生により一時的に入退所の停止を行う場合の在宅復帰・在宅支援機能加算等の取扱い
	短期入所生活介護において、利用者が感染したことにより、やむを得ず長期利用を行う場合の減算の取扱い
	感染者に訪問介護を行い場合に、看護師等が同行する場合の介護報酬の取扱い
実習	感染者に頻回の訪問看護を行う必要がある場合の、特別訪問看護指示書の交付の取扱い
実習	実習が必要な研修が未受講である場合の人員基準等の取扱い (介護支援専門員実務研修、認知症介護実践者等養成事業における各種研修、ユニットリーダー研修)

(参考) 主な臨時的取扱いの内容

分類	臨時的取扱い
サービス提供方法	事業所と異なる場所（公民館等）でサービスを提供した場合の取扱い
	通所系サービスの事業所が体制を整えて居宅サービスを提供した場合の取扱い
休校	休校等に伴い人員基準が満たせなくなる場合の取扱い
病院からの受け入れ	介護保険施設について、コロナ回復患者を受け入れた場合の退所前連携加算の取扱い
ワクチン接種	通所事業所内でワクチン接種を行う場合、ワクチンの接種に伴う業務や送迎は、介護保険サービスとして提供しているものとする取扱い
	大規模接種会場への移動手段として、訪問介護を利用する場合の取扱い
	介護施設・事業所の医師・看護師が自治体が準備する接種会場でワクチン接種に協力する場合の人員基準の取扱い
	訪問介護及び訪問看護のサービス提供時に、ワクチン接種後の経過観察を行う場合の取扱い
	ワクチン接種の副反応により人員基準が満たせなくなる場合の取扱い

参考 令和5年4月27日の分科会資料

社保審一介護給付費分科会

第216回 (R5.4. 27)

資料 2

今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（案）

<概要>

- 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されるため、この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としたところ（令和2年6月1日第177回介護給付費分科会で報告）。
- 令和5年5月8日より、特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更が行われるため、こうした臨時的な取扱いについて、所要の見直しを行うこととする。

<考え方>

- 新型コロナの位置づけ変更後も、利用者、介護職員等において引き続き感染者が発生することが見込まれる。こうした中でも、安定的に介護サービスを提供することが必要である。
- 他方で、介護保険全体として、サービス質・量について適切な水準を確保することが重要である。

今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（案）

<対応案>

- 必要なサービスを提供する上で、現状において、継続することが必ずしも適切と考えられない事項などについては必要な見直しを行った上で、これまでの臨時的な取扱いを当面の間継続する。
- 具体的には、
 - ✓ 利用者や介護職員等において新型コロナの感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための特例や、ワクチン接種の促進のための特例については、当面の間継続する。
 - ✓ 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適切なものについては、必要な見直しを行ったうえで継続する。
 - ✓ 位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、特例的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては終了する。
- また、医療資源の効率的な活用及びケアの質向上の観点から、医療機関からの退院を受け入れた介護保険施設に対する、介護報酬上の評価は当面の間継続する。
- その後の取扱いについては、位置づけ変更後の状況等を踏まえて検討する。

介護報酬上の臨時的な取扱いの見直し（案）

対応の方向性		現行の主な措置	位置づけ変更後(R5.5.8以降)の取扱（案）
共通	当面の間継続	ワクチン接種の促進のための特例 <ul style="list-style-type: none"> 利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱い。 サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱い。 	当面の間継続
	一定の要件のもと継続	人員基準の緩和 <ul style="list-style-type: none"> コロナ患者へのサービス提供の有無などに関わらず、幅広くコロナの影響があった場合、人員基準違反・減算としない取扱い。 	利用者や従事者にコロナ患者等が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続。
	一定の要件のもと継続	研修が受けられない場合の特例 下記の研修について未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱い。 <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員実務研修の実習 ユニットリーダー研修の実地研修 認知症GH管理者等に対する認知症介護実践者研修 	実習・実地研修に限り、新型コロナウイルスの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続。
	臨時的な取扱いの終了	これまでの新型コロナへの緊急的・社会的対応を踏まえた特例 <ul style="list-style-type: none"> 災害における取扱いを参考にした各種サービスや申請、自治体事務の柔軟な取扱い。 外出自粛要請、まん延防止等重点措置、慰労金などに関連した柔軟な取扱い。 ケアプランで予定されていたサービス提供が行われない場合でも居宅介護支援費が算定可能。 その他、感染拡大防止への対応を評価する観点から行う特例的な算定の取扱い。 	通常通りにサービス提供や事務処理等を行う。
入所系	当面の間継続	退院患者の受入れ促進 <ul style="list-style-type: none"> 退院患者を受け入れた場合に、入退所前連携加算（最大30日間）が算定可能。 退院患者を受け入れた場合の人員基準の柔軟な取扱い。 	当面の間継続
	当面の間継続	入退所の制限による影響 <ul style="list-style-type: none"> 在宅復帰率、ベッド回転率に連動する報酬について、影響を受けた月を除いて計算を可能とする取扱い 	当面の間継続
	臨時的な取扱いの終了	サービスの簡略化などに関する特例 <ul style="list-style-type: none"> コロナの影響により、自宅を訪問できない場合も、連携にかかる加算が算定可能。 	感染対策をした上で、通常通りにサービス提供を行う。
通所系・訪問系	当面の間継続	訪問への切り替え <ul style="list-style-type: none"> 通所系の事業所が休業となった際に、代替として訪問でのサービスを提供した場合、通所サービスと同等の報酬を算定可能とする。 	当面の間継続
	臨時的な取扱いの終了	サービスの簡略化などに関する特例 <ul style="list-style-type: none"> 感染対策の観点からサービス提供を短時間とした場合においても、最短時間（通所介護の場合は2時間以上、通所リハの場合は1時間以上。訪問介護の場合は20分以上等）の報酬が算定可能。 安否確認や、療養指導、福祉用具貸与計画等の説明等を、電話で行った場合に、一定の報酬が算定可能。 モニタリングや訪問体制強化加算について、訪問が困難な場合にも柔軟な取扱いにより一定の報酬が算定可能。 	感染対策をした上で、通常通りにサービス提供を行う。

位置づけ変更後の状況等を踏まえて、その後の取扱いを検討